

防災行政無線の放送内容の確認にご利用ください

防災行政無線テレホンサービス
放送内容が、自動音声で流れます。
☎0800-800-8848 (通話料無料)

登録制メール配信サービス
放送内容を、放送と同時にメールで配信します。
その他、町ホームページにも放送内容を掲載しています。



お知らせ **住まいの相談会開催のお知らせ (予約制)**

住宅リフォームなどの疑問・質問に、建築士がお答えします。詳細・ご予約については、県住宅課ホームページをご覧ください。

- ▶日時 **8月20日(水)** 午前10時～午後4時
- ▶場所 常陸太田市役所3階「大会議室」(常陸太田市金井町3690番地)
- ▶料金 無料
- ▶申込方法

7月1日(火)～7月31日(木)まで、いばらき電子申請・届出サービスにより受付。電子申請によるお申し込みが難しい場合には、下記問合せ先までご連絡ください。

いばらき電子申請・届出サービスはこちらから→



【問合せ先】茨城県土木部都市局住宅課
民間住宅・住宅指導グループ
☎029-301-4755
(午前8時30分～正午、午後1時～5時15分
土・日・祝日を除く)

お知らせ **人工内耳講演会 「人工内耳がもたらす明るい未来」**

聴力を失った方や低下した方を対象に、人工内耳講演会を開催します。新しい聞こえの方法を考えてみませんか。ご家族の方や関心のある方もご参加ください。

- ▶日時 **8月3日(日)**
午後1時～3時30分(受付：午後0時30分～)
- ▶場所 水戸市福祉ボランティア会館ミオス2階大研修室 (水戸市赤塚1-1)
- ▶参加費 無料
- ▶講師 西山 信宏
(東京医科大学病院・人工内耳センター長)
- ▶テーマ ・聞こえを取り戻すためになすべきこと
・それぞれ異なる聞こえ、自分らしく生きるために

【問合せ先】(一社)人工内耳友の会ACITA茨城支部
☎029-357-7944

お知らせ **廃食用油の拠点回収を実施しています**

町では、持続可能な資源循環社会の実現に向け、廃食用油の拠点回収を行っています。回収された廃食用油は、SAF(持続可能な航空燃料)等にリサイクルされ、有効に活用されるため、皆様のご協力をお願いします。

▶回収品目

回収できるもの (植物性の油)	回収できないもの
サラダ油	鉱物油(エンジンオイル・ガソリン等)
菜種油(キャノーラ油)	動物油(牛脂・ラード等)
コーン油	マヨネーズ類
紅花油	ドレッシング類
ごま油	バターやマーガリン
オリーブオイル	ココナッツオイル

※油かす等は取り除いてください。

▶回収場所

- (1) 茨城町本庁舎 (みどり環境課窓口前)
- (2) 茨城町駒場庁舎 (生涯学習課窓口前)
- (3) 桜の郷コミュニティセンター (事務室前)

▶出し方

- (1) 油かす等を取り除き、十分に冷ました廃食用油を、ペットボトル等の密閉できる容器に入れる。
※漏斗等を使用すると入れやすいです。
- (2) 回収場所に設置されている回収ボックスに容器ごと入れる。
※賞味期限を過ぎた油も回収できます。その際はペットボトル等に移し替えずにそのまま回収ボックスへ入れてください。

【問合せ先】みどり環境課
☎029-240-7135 (直通)

LINE 茨城町公式LINE
町の情報を好評配信中！
ぜひご登録ください！



7月の納税

- 固定資産税 **2期**
- 国民健康保険税 **1期**
- 後期高齢者医療保険料 **1期**

納期限までに金融機関、コンビニ、スマホ決済アプリ、地方税お支払サイトまたは役場窓口で納付しましょう。
□座振替をご希望の際は、金融機関の窓口でお手続きをお願いします。

納期限は 7月31日(木)

お知らせ **国民健康保険、後期高齢者医療制度の資格確認書等の郵送方法について**

被保険者の方にはこれまで簡易書留で保険証を送付していましたが、令和7年度の一斉更新(7月中旬発送)から郵送方法を下記のとおりとします。

国民健康保険(国保)に加入の場合

下記の表のとおり送付します。

	送付物	郵送方法
マイナ保険証を登録している方	資格情報のお知らせ	普通郵便
マイナ保険証を登録していない方	資格確認書	特定記録郵便

※マイナ保険証を登録している方と登録していない方が両方いる世帯に対しては**特定記録郵便**で送付します。

後期高齢者医療制度に加入の場合

マイナ保険証の登録の有無に関わらず、資格確認書を**特定記録郵便**で送付します。

特定記録郵便・普通郵便ともに**直接郵便受け(ポスト)に投函**されます。7月31日(木)を過ぎても届かない場合は下記までお問い合わせください。

詳細は、次号「広報いばらきおしらせ版7月15日号」をご覧ください。

【問合せ先】保険課 ☎029-240-7113 (直通)

Information 情報

お知らせ **国民健康保険税の税率等が変わります**

国民健康保険(以下「国保」)は、平成30年度から県が財政運営の責任主体となり、町は医療費の水準等によって決められた納付金を県に納めています。納付金の主な財源は、国民健康保険税(以下「保険税」)です。国保の被保険者数は年々減少している一方で、一人当たりの医療費は増加しており、従来の税率のままでは財源不足が見込まれるため、令和7年度より税率を改定せざるを得ない状況となりました。

将来にわたり安心して国保を利用できるよう、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

改定内容

項目	所得割	均等割	改定前	改定後
医療分	所得割		6.90%	7.70%
	均等割		32,000円	43,000円
後期高齢者支援金分	所得割		2.90%	3.20%
	均等割		14,000円	18,000円
介護分 ※40歳～64歳の方のみ	所得割		1.90%	2.70%
	均等割		17,000円	19,000円

- 子どもの均等割5割減免** **町独自**
令和4年度から未就学児に係る均等割が5割軽減になりました。町では、この軽減措置を独自に拡充し、令和7年度から、小学生から高校生までの加入者にかかる均等割を人数に関わらず5割減免します。
- 国保加入者4人目以降均等割1.5割減免** **町独自**
加入者が多い世帯の保険税負担が急激に増加することを緩和するため、国保加入者が4人以上いる世帯は、4人目以降の均等割の額を1.5割減免する制度を令和9年度まで実施します。

令和7年度の課税額については、7月中旬発送予定の納税通知書をご確認ください。町ホームページに試算シートなど詳細を掲載しています。



【問合せ先】保険課 ☎029-240-7113 (直通)

お知らせ **「わすれないルールと注意とヘルメット」夏の交通事故防止県民運動 7月15日(火)～7月24日(木)**

夏は、暑さや行楽による疲労、季節特有の解放感による飲酒運転や無謀運転等を原因とする交通事故が発生する恐れがあります。

一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールをしっかりと守り、交通マナーの向上に取り組むことで、交通事故を防止しましょう。

確認しよう！運動の重点

- ・歩行者(特に子供と高齢者)の保護
- ・妨害運転や飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶
- ・自転車の安全利用の推進

【問合せ先】地域政策課
☎029-215-8003 (直通)

お子様の結婚が心配な方の交流会

親同士のお見合い

@プレジデントホテル水戸11階会議室

7月20日(日) 14:00～

対象 未婚の子を持つ親御様 費用 3,000円(税込)
お子様の年齢:女性30～40歳 男性35～45歳 ※おひとりでもご夫婦でも同額です

主催:結婚相談所ムスペル水戸 ☎029-353-8305

TO THE FUTURE OF OUR TOWN



常陽銀行 MEBUKI

望月 司法書士 事務所 行政書士

遺言・相続・会社に関するお困りごとは私にお任せください

望月 司法書士 事務所 行政書士
FACIAL SALON @ MENARD
フェイシャルサロン 水戸吉沢

090-1267-4222
〒310-0845 茨城県水戸市吉沢町354番地の97